

---

# 厚木市景観計画

平成22年(2010年)3月

厚 木 市

---



## 厚木市景観計画の策定について

このたび、良好な景観の形成を図るため「厚木市景観計画」を策定いたしました。

この計画は、景観法を受けまして、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」のまちづくりの目標である「にぎわいあふれる、快適で利便性の高い元気なまち」を目指すため、良好な都市景観を形成するための方針を示し、周囲の景観に影響する行為に対する景観形成の方策を定めたものです。

今後は、多くの市民の皆様へ景観に対するご理解を深めていただけるよう啓発に努めてまいりますとともに、市民の皆様との協働により地域でのより良い景観の形成を図ってまいります所存でございます。

最後になりますが、この計画の策定に当たりまして、貴重なご意見をいただきました景観計画検討委員会の委員の皆様を始め、市民の皆様へ心から厚くお礼申し上げます。



平成22年3月

厚木市長 小林常良

## [目次]

<b>第 章 厚木市景観計画の構成</b>	
(1) 景観計画の位置づけ	1
(2) 景観計画の範囲	2
(3) 景観計画の役割	2
(4) 景観づくりの基本理念	3
(5) 景観づくりの取組み方	4
(6) 景観計画の体系	5
<b>第 章 市全域で進める景観づくり</b>	
1 良好な景観の形成に関する方針	
(1) 景観構造	6
(2) 土地利用区分別の方針	7
2 建築物の建築等における景観誘導	
(1) 行為の届出制度	19
(2) 景観形成基準	21
3 景観資源の保全と活用	
(1) 景観重要建造物	26
(2) 景観重要樹木	27
4 景観を先導する公共施設の整備	28
<b>第 章 地域で進める景観づくり</b>	
(1) 景観形成推進地区の活用	30
(2) 景観形成推進地区の指定方針	30
(3) 地区指定の流れ	31
<b>第 章 テーマごとに進める景観づくり</b>	
(1) 広がりある眺望と身近な水辺景観の魅力向上	32
(2) 視界の変化に富んだ趣のある斜面緑地の保全	34
(3) 安全で快適な通行に配慮した道路景観の向上	36
(4) 歴史・文化資源のまちづくりへの活用	38
<b>第 章 景観づくりの推進方策</b>	
(1) 他計画や制度と連携した良好な景観の形成	40
(2) 景観づくりの意識向上	42
(3) 暮らしの中で育む景観づくり	42
(4) 景観計画の運用	43